

(5) 介護用品支給事業

支給対象パンフレットから選んだ介護用品を3か月ごとに取扱業者（薬局等）がご自宅に配達等をします。ただし、入院、施設入所中の方はご利用いただけません。

- 対象者 肢体不自由の身体障害者手帳1～3級（ただし、3級については第1種のみ）の成年の方
- 料金等 利用金額の1割。限度額を超えた場合は、利用限度額の1割とその超えた分の金額。（身体障害者手帳所持者の利用限度額は、月3,000円）
- 問合先 長寿介護課 tel 0299-91-1700 fax 0299-93-2399

(6) 車椅子の貸出

一時的な疾病やけがなどで日常生活に支障があり、介護保険制度や障害者総合支援法などの対象とならない在宅の方に対し、車椅子（2週間以内、費用は無料）を貸出します。

- 申請・問合先
神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750
波崎支所 tel 0479-48-0294 fax 0479-48-1294

(7) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進に寄与することを目的に、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

- 対象者
 - ・市内に居住する、対象者欄に掲げる状態にある在宅の小児慢性特定疾病児童等で、日常生活用具や補装具の支給を受けることができない方
- 負担額
 - ・世帯の所得に応じ負担額が発生します。
- ※所得が一定以上の場合には、対象とならない場合もあります。
- 問合先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
便器	常時介助をする者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	21,560円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円

特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	6年	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難い者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	22,000円